

工事番号	0807022001										(様式 - 1)
------	------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

市長		副市長		部長		課長		係長		係		設計者			
----	--	-----	--	----	--	----	--	----	--	---	--	-----	--	--	--

令和 8 年度 都市構造再編集中支援事業 (仮称) 戸倉上山田かわまち公園実施設計業務委託 閲覧設計書

(仮称) 戸倉上山田かわまち公園 千曲市 大字 磯部 他

設 計 大 要	施 工 方 法	委 託
地区公園実施設計 A=5.7ha	施 工 期 間	日間
	起工予定年月日	令和 年 月 日
	竣工予定年月日	令和 9 年 3 月 17 日
	契約保証方法	
	<p>・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、L、%、日、時、工数、空m³、掛m²、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合は除きます。</p>	

総括情報表

適用単価地区 実施設計単価表等の適用日	53 1 4 北信(1) 08.06.01		
設計委託区分 消費税率(%) 発注区分 電子成果品作成費区分	当 世 代 01 設計・解析(技術経費無) 10 % 41 一般(建設コンサルタント) 01 概略・予備・詳細設計	前 世 代	
	これらの諸経費等の条件については、原則変更協議の対象とはなりませんのでご理解願います。		

** 設計業務費 **

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
** 設計業務費 **						
公園緑地設計						
地区公園設計			式			
地区公園実施設計 A=5.7ha 補正係数(S)=0.76			式			
与条件の確認および調査						
	1		式			施工 第0 -0001号表
実施設計の検討						
	1		式			施工 第0 -0002号表
実施設計図の作成						
	1		式			施工 第0 -0003号表
数量計算						
	1		式			施工 第0 -0004号表
概算工事費の算出						
	1		式			施工 第0 -0005号表

** 設計業務費 **

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
実施設計説明書の作成					
	1	式			施工 第0 -0006号表
照査					
	1	式			施工 第0 -0007号表
打合せ 業務着手時					
	1	回			施工 第0 -0008号表
打合せ 中間時					
	10	回			施工 第0 -0009号表
打合せ 成果品納入時					
	1	回			施工 第0 -0010号表
鳥瞰図の作成 A3サイズ 中間時1枚、成果品納入時1枚					
	2	枚			施工 第0 -0011号表
** 直接人件費等 **					
** 旅費交通費 **					
旅費交通費（土木設計業務） 直接人件費(円) × 旅費交通費率 0 . 6 3 %					
	1	式			施工 第0 -0012号表

** 設計業務費 **

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
** 電子成果品作成費 ** 概略・予備・詳細設計						
** 直接経費 **						
** 直接原価 **						
** その他原 価 **						
** 設計業務原価 **						
** 一般管理 費等 **						
** 設計業務価格計 **						
** 消費税等 相当額計 **						
** 設計業務費計 **						

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師 内業	4.5	人			
技師(A) 内業	5.0	人			
技師(B) 内業	6.0	人			
技師(C) 内業	6.5	人			
補正					上記の合計金額×補正係数0.76
*** 単位当り ***	1	式			

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師 内業	8.0	人			
技師(A) 内業	8.0	人			
技師(B) 内業	11.0	人			
技師(C) 内業	11.0	人			
補正					上記の合計金額×補正係数0.76
*** 単位当り ***	1	式			

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師(A) 内業	10.0	人			
技師(B) 内業	22.5	人			
技師(C) 内業	33.0	人			
技術員 内業	75.0	人			
補正					上記の合計金額×補正係数0.76
*** 単位当り ***	1	式			

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師（B） 内業	9.0	人			
技師（C） 内業	16.0	人			
技術員 内業	23.0	人			
補正					上記の合計金額×補正係数0.76
*** 単位当り ***	1	式			

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師（B） 内業	8.0	人			
技師（C） 内業	9.0	人			
技術員 内業	12.0	人			
補正					上記の合計金額×補正係数0.76
*** 単位当り ***	1	式			

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師 内業	3.0	人			
技師(A) 内業	4.5	人			
技師(B) 内業	6.0	人			
補正					上記の合計金額×補正係数0.76
*** 単位当り ***	1	式			

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
理事・技師長 内業	3.0	人			
主任技師 内業	3.0	人			
技師(A) 内業	4.0	人			
補正					上記の合計金額×補正係数0.76
*** 単位当り ***	1	式			

* * 工事数量総括表 * *

費目・工種・種別・細別など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
* * 設計業務費 * *					
公園緑地設計		式			
地区公園設計		式			
地区公園実施設計	A=5.7ha 補正係数(S)=0.76	式			
与条件の確認および調査		式		1	
実施設計の検討		式		1	
実施設計図の作成		式		1	
数量計算		式		1	
概算工事費の算出		式		1	
実施設計説明書の作成		式		1	
照査		式		1	
打合せ	業務着手時	回		1	
打合せ	中間時	回		10	
打合せ	成果品納入時	回		1	
鳥瞰図の作成	A3サイズ 中間時1枚、成果品納入時1枚	枚		2	
* * 旅費交通費 * *					
旅費交通費(土木設計業務)	直接人件費(円)×旅費交通費率0.63%	式		1	
* * 電子成果品作成費 *					

数 量 計 算 書

工種	条件	内容	単位	設計数量			摘要
				当初	変更	差引	
地区公園設計							
地区公園実施設計	A=5.7ha 補正係数(S)=0.76						
与条件の確認および調査			式	1			
実施設計の検討			式	1			
実施設計図の作成			式	1			
数量計算			式	1			
概算工事費の算出			式	1			
実施設計説明書の作成			式	1			
照査			式	1			
打合せ	業務着手時		回	1			
打合せ	中間時		回	10			
打合せ	成果品納入時		回	1			
鳥瞰図の作成	A3サイズ	中間時1枚、成果品納入時1枚	枚	2			

令和8年度 都市構造再編集集中支援事業 (仮称) 戸倉上山田かわまち公園実施設計業務委託 面積計算表

位置番号	施設名	仕様(予定)	面積(m ²)	備考
①	デイキャンプ場	キャンプサイト20サイト程度	7,994	
②	管理施設	管理棟・仮設トイレ等	841	
③	駐車場	砕石舗装 100台程度	5,713	
④	多目的広場	芝生	8,923	
⑤	多目的広場・駐車場		4,982	
⑥	マウンテンバイクコース		15,978	
⑦	駐車場	砕石舗装 200台程度	7,557	
⑧	堤防下車道(水路横断箇所1箇所所有)	砕石舗装	1,894	水路横断方法は要検討
	その他		3,055	
		合計	56,937	

※面積計算はCAD計測による。

→5.7ha

設計業務特記仕様書

千曲市 建設部 都市計画課 施設係

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、令和8年度の下記事業に伴う設計業務委託に適用する。

事業名	地区	箇所名
令和8年度 都市構造再編集集中支援事業 (仮称) 戸倉上山田かわまち公園実施設計業務委託	千曲市	磯部 他

(業務管理)

第2条 受託者(以下「乙」という。)は、受託設計書、長野県建設部制定の設計業務共通仕様書、本特記仕様書、千曲市公園緑地等設計業務共通仕様書、業務打合せ書及び関係法令を遵守し、指定した監督員の指示を受け正確に施行しなければならない。

(履行期間)

第3条 本委託の履行期間は、契約日から令和9年3月17日までとする。

第2章 作業概要

(業務概要)

第4条 本作業は、(仮称)戸倉上山田かわまち公園整備事業の実実施設計のために行うものであり、業務内容及び業務委託条件は下記のとおりとする。

地区公園実施設計 A= 5.7 ha

特記事項

- 千曲川河川区域内の公園整備にあたるため、河川占用・行為許可申請書の資料作成に協力すること。
 - 戸倉上山田地区かわまちづくり推進協議会、地元説明会等へ必要に応じ参加すること。戸倉上山田地区かわまちづくり推進協議会において各施設内容について検討するので、検討結果を踏まえて設計業務を行うこと。
 - 設計範囲は監督員と協議すること。
 - 現地立ち入り時は、市腕章及び身分証を装着すること。
 - 成果品は電子データ(CD-R)にて提出すること。
- ※図面の保存形式はSFC形式とする。
※報告書の原稿はWordで作成しWindows10で使用可能なオリジナルファイルとPDFファイルを原稿とあわせて提出するものとする。

第3章 打ち合わせ及び検査

(技術者について)

第5条 本作業の設計業務には、管理技術者及び照査技術者を定め、その技術者は、技術士建設部門（都市及び地方計画）、技術士総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）、認定技術管理者（造園部門又は都市計画及び地方計画部門）、RCCM（造園又は都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者とする。

(品質保証)

第6条 本業務の成果品は、「規程」等の諸条件を満たさなければならない。業務完了後「乙」の過失又は、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正を行うものとする。

(打ち合わせ)

第7条 「乙」は、業務着手時、中間、納品とりまとめ時に監督員と打ち合わせを実施し、業務の進捗に支障のないようにするものとする。また、中間打ち合わせ及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うこと。

(検査)

第8条 「乙」は、業務中たえず点検及び品質管理を行い、業務の最終段階においては、全体的な点検、検査を行うものとする。

(成果品)

第9条 提出成果品の内容は設計業務共通仕様書によるものとする。

1. 図面を含む報告書 1部
 2. 電子データ (CD-R) 2枚
- * 電子納品に係る実施要領（千曲市）に則ること。
その他必要なものは、別途指示する。

(検証会議)

第10条 本業務発注後、監督員、施工業者による本業務の妥当性を検証する会議を行うことがあり、発注者より参加の指示があった場合は、「乙」は参加しなければならない。
また、検証会議において、委託成果品の内容に受託者の責に伴う業務の瑕疵あるいは変更が生じた場合は、「乙」は速やかに当該業務の修正を行い提出しなければならない。

千曲市公園緑地等設計業務共通仕様書

平成28年9月

千曲市建設部都市計画課

目次

第1章 総則	1
第1条 適用	
第2条 用語の定義	
第2章 計画・設計一般事項	1
第3条 現地調査	
第4条 計画・設計基準	
第5条 設計内容の検討及び確認	
第6条 計画・設計の資料	
第7条 材料・工法の選定	
第8条 工事費算定資料	
第9条 設計協議	
第3章 設計細則（基本設計）	2
第10条 作業内容	
第4章 設計細則（実施設計）	3
第11条 作業内容	
第5章 設計細則（施設更新等に伴う図面作成）	4
第12条 作業内容	
第6章 必要に応じて計上する作業	5
第13条 区分	
第7章 成果品の提出	6
第14条 成果品の提出	
第15条 実施設計図書の分割	
第8章 準拠すべき図書	7
第16条 準拠すべき図書	
第9章 関係法令及び条例の遵守	7
第17条 関係法令及び条例の遵守	
第10章 関係官公庁への手続き等	8
第18条 関係官公庁への手続き等	

第1章 総則

第1条 適用

- 1 この仕様書は、千曲市が発注する公園緑地等設計業務に適用する。
- 2 業務委託はそれぞれの内容に応じ、本仕様書の定める仕様に従い履行する。
- 3 仕様について、本仕様書と特記仕様書の記載が異なるときは、特記仕様書を優先する。
- 4 本仕様書に定めのない事項については、監督員との協議による。

第2条 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、設計・測量・調査業務委託関係集（長野県）「用語の定義」による。

第2章 計画・設計一般事項

第3条 与条件の確認及び調査

受託者は、設計の検討作業に先立ち、監督員より貸与を受けた図面及びその他関係資料との整合性及び施工する上での障害の有無の確認、また、対象となる公園の周辺環境や利用状況等を十分に把握するために現地調査を行わなくてはならない。なお、調査に伴う平坦地における簡易な測量（計測等）は本委託に含むものし、現地調査の結果、監督員より貸与された図面との相違が大きい場合は監督員へ報告し、協議を行うものとする。

また、受託者が作成した実施設計図面は、成果品として提出する前に現場との差異がなく、施工が可能であることを確認した上で、第9条に定める成果納入時の設計協議を行うこと。

第4条 計画・設計基準

受託者は、契約図書及び本仕様書「第8章 準拠すべき図書」に基づき、設計業務を行うものとする。

第5条 設計内容の検討及び確認

設計の検討対象設計物について、設計意図、利用、コスト、維持管理、バリアフリー、遊具の安全領域、施工の難易度等の面から、施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法等を十分に比較・検討を行うこと。

第6条 計画・設計の資料

受託者は、計画・設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して監督員に提出しなければならない。

第7条 材料・工法の選定

受託者は、設計に使用する材料・工法の選定において、関係者との協議事項、施工箇所の状況その他関係条件を検討のうえ、工事の難易、経済性、周辺への影響等を考慮すること。また、工法決定にいたるまでの検討工法の種類、コスト比較、施工の難易度、周辺への影響等についての検討を行った工法比較検討書を作成しなければならない。なお、特殊な材料、工法、又は特許に関するものを採用する場合は、その見本または説明書を監督員に提出すること。

第8条 工事費算定資料

各工種ごとの工事費算定資料は市販の物価資料、見積書、各種の事例等を参考にしながら作成し、見積りを取得する場合は前提となる条件を設定したうえ、原則として3社以上から取得し、一覧表（見積書発行会社連絡先も記載）を作成すること。なお、見積りを取得する際は、監督員の承諾を

得ること。

第9条 設計協議

業務の主要な区切りにおいて、監督員と行う打合せ・協議を発注課の打合せスペースあるいは現場等で行う。受託者は、その内容について相互に確認を行うために書面に記録をまとめなければならない。また、中間時の設計協議の日程に関しては、監督員との協議による。ただし、進捗状況の報告、設計条件等の確認は電子メール等で随時行うこと。

- ・業務着手時 業務の方針及び条件等の詳細についての打合せを業務計画書等を用いて行う。
- ・中間時 現地の状況や地元要望を踏まえて、再度業務の方針及び条件等の協議を行う。
- ・成果納入時 成果品が協議内容に基づいているか確認を行う。必要に応じて、現地との整合性について、監督員と共に現地確認を行うこと。

第3章 設計細則（基本設計）

第10条 作業内容

基本設計は、対象地における公園等の機能・性格・理念・テーマ等を基に設計条件との整合を図り、技術的及びデザインの、経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて、公園等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略の設計を行う。供給処理設備については、各系統図や容量あるいは流量の計算を行う。

ただし、各業務委託の作業内容については、監督員との協議により、本章の内容について一部変更または省略することがある。また、詳細な内容は監督員との協議により定める。

（1）与条件の確認及び検討

前提条件及び各種調査結果を把握し、計画の細部について検討する。

ア 与条件や上位計画の把握と整理

イ 各種設計条件の整理と確認

ウ 各種設計基準の抽出と適用の確認

エ 現地詳細調査（設計対象地とその周囲、周辺の歴史、文化、産業の調査、用途利用を含む）
（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備、など）

（2）諸施設の検討及び設定

（1）に基づき、個々の施設について、位置、規模及び内容を検討し、その概略構造を設定する。

ア 基本計画内容の整合性確認

イ 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定

ウ 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定（ゾーニングを含む）

エ 造成基本方針の検討と設定（排水計画を含む）

オ 植栽基本方針の検討と設定（土壌と植栽基盤を含む）

カ 供給処理設備基本方針の検討と設定（各種協議申請が可能なもの）

キ 整備水準・目標工事費の検討と設定

ク 維持管理基本方針の検討と設定

（3）基本設計図の作成（地元説明資料として用いることができるもの）

ア 実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成

~~イ 造成計画平面図の作成~~

~~ウ 施設計画平面図の作成~~

~~エ 植栽計画平面図の作成~~

~~オ 供給処理設備計画平面図の作成~~

~~カ 主要断面図の作成~~

~~キ 主要施設の構造イメージ図の作成~~

~~一(4) 概算工事費の算出~~

~~社会標準単価に基づいた概算工事費を算出する。~~

~~一(5) 基本設計説明書の作成~~

~~上記検討資料を取りまとめた報告書の作成を作成する。~~

第4章 設計細則（実施設計）

第11条 作業内容

基本設計等において定めた設計の指針および骨格となる施設配置等の概略設計に基づき、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性といった面から詳細の検討を行い、工事費の積算及び工事の施工において内容が十分に把握できる設計図書の作成を行うものとする。

ただし、各業務委託の作業内容については監督員との協議により、本章の内容について一部を変更または省略することがある。また、詳細な内容は監督員との協議により定めること。

（1）与条件の確認及び調査

基本設計や特記仕様書あるいは監督員から提示された計画内容・背景等を十分に把握し、与条件の照合・確認をし、設計に反映する。また、必要に応じて、対象施設に関する資料収集等を行う。

ア 与条件や基本設計等の把握と整理

イ 各種設計条件や設計基準の確認

ウ 関連機関との調整内容の確認

エ 設計対象地を中心に現地細部確認調査

（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等）

（2）実施設計の検討

材料の選定や必要に応じて「第5条 設計内容の検討」に定めるチェックシート等を活用すること。

ア 基本設計内容の整合性確認

イ 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定

ウ 安全性・機能性に関する検討と設定

エ 施工性・市場性に関する検討と設定

オ 維持管理性に関する検討と設定

カ 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定

キ 目標工事費との調整

（3）実施設計図の作成

監督員との協議の中で決定した内容で、工事を実施するために必要な各図面、計算書、仕様書等をまとめる。

- ア 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- イ 割付平面図の作成
- ウ 造成平面図の作成
- エ 施設平面図の作成
- オ 植栽平面図の作成
- カ 供給処理設備平面図の作成（各種協議申請が可能なもの）
- キ 撤去平面図の作成
- ク 造成断面図、排水縦断図等の作成
- ケ 各種施設の構造図の作成

（４）数量計算

設計書作成のために必要な、数量総括表、数量計算書の作成を行う。図面及び仕様書に基づき、土工、各構造物、仮設等、個々に数量を算出する構造物の構造計算、設備等の容量計算等を行う場合は、監督員に計算方法の承諾を得てから行う。

また、各工種の並びについては、国土交通省の公園緑地工事工種体系ツリー図を参考に作成すること。

- ア 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- イ 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

~~第5章 設計細則（施設更新等に伴う図面作成）~~

~~第12条 作業内容~~

~~長寿命化、市民要望あるいはバリアフリー、その他の理由により、施設更新や設置を行う場合、監督員との設計協議に基づき、工事発注用の図面及び数量表等の作成を行うもの。なお、図面作成にあたっては、十分な現地調査を行うこと。現地調査において、問題点や協議すべき事項が発生した場合、監督員へ報告しなくてはならない。~~

~~（1）公園機能適正度調査~~

~~公園の適切な利用促進や将来に亘る機能の保持という観点から、対象となる公園を公園敷地内だけでなく周辺の状況も考慮し、適切な機能を果たしているか否かについて検証するもの。~~

~~（2）バリアフリー化調査~~

~~「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行令第三条における「特定公園施設」について、同法による「移動円滑化基準」に基づいた調査判定を行うもの。~~

~~（3）図面作成~~

~~予定工事の内容により、以下のア～ウの3つに区分する。これらの区分については監督員との協議による。作成する図面は工事内容に応じて必要となる平面図、撤去平面図及び詳細図（メーカー標準図等）とする。これらの図面以外に新規図面を作成する必要がある場合は、エ 追加作成とする。~~

~~ア 図面作成Ⅰ：単体の施設の新設あるいは更新のみを予定している場合~~

~~イ 図面作成Ⅱ：施設間の取り合いが必要な場合、延長もの等の更新の場合~~

~~ウ 図面作成Ⅲ：広場の改良を含めて、面的な工事を行う場合~~

~~エ 追加作成：上記ア～ウの作業範囲を超えて、新規図面を作成する場合~~

~~（４）数量計算~~

~~第11条（４）数量計算による。~~

~~（５）設計計算・確認~~

~~図面作成に伴い必要となる手計算で可能な簡易な安定計算・応力計算、また必要となる項目の確認を行う。~~

第6章 必要に応じて計上する作業

第13条 区分

各設計区分に係らず、必要に応じて計上を行う業務を以下に定める。なお、各作業の有無、開催回数等は特記仕様書による。なお、受託者の準備不足による開催回数の増加については契約変更の対象とはしないものとする。

~~（１）ワークショップの開催~~

~~公園の計画を進める上で、市民、専門家、行政等の共同作業を通して、参加者からアイデアを引き出すものであり、進め方については地域の特性や参加者の意見を踏まえ、その公園に最適な手法を監督員と協議の上、選択する。~~

~~ア ワorkshop全体の計画の企画立案と調整~~

~~イ ワorkshop開催・募集案内チラシ等の作成~~

~~ウ 当日資料やツールの作成と確認~~

~~エ ワorkshopの実施~~

~~オ ワorkshop開催後の資料ニュース等の整理と作成~~

~~カ 上記イとオのチラシやニュース等の配布~~

~~キ 住民意見の整理（議事録）と計画設計への反映事項の整理と確認~~

~~（２）住民説明会の開催補助~~

~~作成した計画に対して、住民の意見を聞いて同意を求めるために行うもの。設計のどの段階で行うのかは監督員との協議の上、決定する。~~

~~ア 当日資料やツールの作成と確認~~

~~イ 住民説明会の実施補助~~

~~ウ 住民意見の整理（議事録）と計画設計への反映事項の整理と確認~~

~~（３）関連機関との協議用資料作成~~

~~雨水貯留、バリアフリー、緑化協議等の関連機関との協議用資料の作成を行う。協議対象組織1機関を対象とし、対象組織毎に計上する。具体の協議・事務手続き・調整作業は、監督員の補助業務とする。~~

（４）鳥瞰図又は透視図の作成に係る標準作業

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成をする。仕上げ図のサイズ等は監督員との協議による。

~~→ 鳥瞰図（A-1一枚）または透視図（A-2三枚）~~

~~→ 鳥瞰図（A-2一枚）または透視図（A-3三枚）~~

- ・鳥瞰図（A 3 一枚）または透視図（A 4 二枚）

第7章 成果品の提出

第14条 成果品の提出

受託者は、以下のように成果品を作成・提出をするものとする。ただし、作業内容及び監督員との協議によりその一部を変更または省略することができる。なお、実施設計及び図面作成のCAD図面については、監督員との協議に基づき、作成すること。

~~【基本設計】~~

- ~~（1）基本設計平面図~~
- ~~（関係者説明用資料として用いることができるもの。移動等円滑化経路の設定も含む）~~
- ~~（2）主要断面図~~
- ~~（3）主要施設の構造イメージ図~~
- ~~（4）植栽平面図~~
- ~~（5）給水系統図及び容量計算書~~
- ~~（関連機関との協議用資料として用いることができるもの）~~
- ~~（6）排水系統図及び流量計算書~~
- ~~（関連機関との協議用資料として用いることができるもの）~~
- ~~（7）電気系統図及び容量計算書~~
- ~~（関連機関との協議用資料として用いることができるもの）~~
- ~~（8）造成計画図~~
- ~~（9）運土計画図~~
- ~~（10）工法比較検討資料（法面工・擁壁工・カルバート工など）~~
- ~~（11）概算工事費算出資料~~
- ~~（12）基本設計説明書~~

【実施設計、図面作成】

- （1）数量総括表
- （2）数量計算書
- （3）数量算出根拠図
- （4）作業土工集計表
- （5）構造計算書
- （6）設備関係容量計算書
- （7）実施設計図
- （8）特殊な資材・工法等に関するカタログ等の説明資料
- （9）工事費算定資料（見積り集計表等）

第15条 実施設計図書の分割

受託者は、特記仕様書等で定める場合は、監督員の指示により、第14条の図書を工事ごとに分割して作成すること。

第8章 準拠すべき図書

第16条 準拠すべき図書

受託者は、業務に当たり、下記に挙げる図書に準拠して行う。また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

- (1) 長野県土木事業設計基準（長野県）
- (2) 土木構造物標準設計図（長野県）
- (3) 長野県土木工事共通仕様書（長野県）
- (4) 設計・測量・調査業務委託関係集（長野県）
- (5) 都市公園技術標準（国土交通省）
- (6) 都市公園技術標準解説書（(一社)日本公園緑地協会）
- (7) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- (8) 千曲市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（千曲市）
- (9) ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（(一社)日本公園緑地協会）
- (10) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- (11) 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014（(一社)日本公園施設業協会）
- (12) 千曲市排水設備指針（千曲市建設部下水道課）

第9章 関係法令及び条例の遵守

第17条 関係法令及び条例の遵守

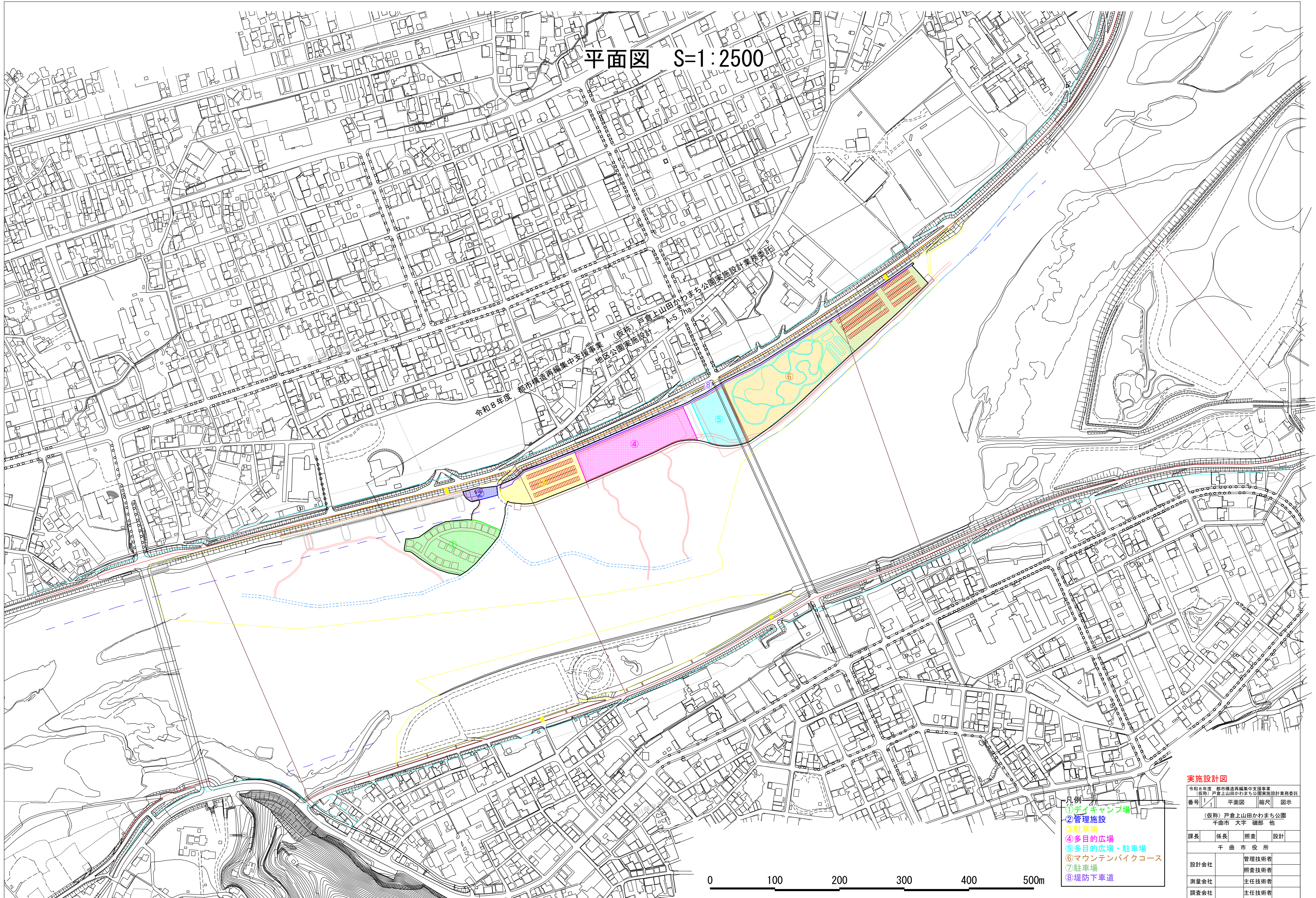
受注者は、業務に当たり、関連法令及び条例を遵守しなければならない。

第10章 関係官公庁への手続き等

第18条 関係官公庁への手続き等

- (1) 受注者は、業務に当たり、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
- (2) 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
- (3) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

平面図 S=1:2500



令和8年度 都市構造再編集中支障事業

(仮称) 戸倉上山田かわまち公園
地区公園実施設計

公園実施設計業務委託

- 凡例
- ①デイキャンプ場
 - ②管理施設
 - ③駐車場
 - ④多目的広場
 - ⑤多目的広場・駐車場
 - ⑥マウンテンバイクコース
 - ⑦駐車場
 - ⑧堤防下車道

実施設計図

令和8年度 都市構造再編集中支障事業
(仮称) 戸倉上山田かわまち公園実施設計業務委託

番号	平面図	縮尺	図示
1	1/1000	1/1000	1/1000

(仮称) 戸倉上山田かわまち公園
千曲市 大字 磯部 他

課長	係長	照査	設計

千曲市役所

設計会社	管理技術者
測量会社	照査技術者
調査会社	主任技術者

電子納品に係る実施要領

(令和6年5月1日制定)

(目的)

第1 この要領は、千曲市の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事におけるCALS/E Cの推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注者が不要と認めた場合はこの限りでない。

(対象成果品)

第4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第3章～第3章の7に該当するもの）

(経費の取り扱い)

第5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第11で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準)

第6 千曲市の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 千曲市の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省の「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]、電子納品運用ガイドライン[業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の千曲市での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲

- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・千曲市工事では、完成図面（100%出来形展開図等）、工事写真を電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル（index_c.xml、 index_d.xml）により管理されるものとします。

（協議確認事項）

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

○事前協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「事前協議チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議。

（納品媒体）

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF（UDF Bridge）とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

（納品物のチェック）

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

（工事等完成図書の提出部数）

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体（CD-R・DVD-R）	2部（正・副）
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部（その他協議による）
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類	電子媒体（CD-R・DVD-R）	2部（正・副）
	紙媒体	1部

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

（電子納品の検査）

第12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として受注者が行う。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

（適用）

第13 この要領は、令和6年5月1日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t (ジョリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660の拡張規格であり、1文字2バイトで表現するUnicodeを採用し、128バイト(64文字)までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどのOSに対応しており、Jolietを利用できないシステムでもISO 9660レベル1として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった4文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

【別記】千曲市が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(令和6年4月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品等要領 | 令和5年3月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領 | 令和5年3月 |
| ・ CAD製図基準 | 平成29年3月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準 | 令和5年3月 |
| ・ 測量成果電子納品要領 | 令和3年3月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領 | 平成28年10月 |

ガイドライン類

- | | |
|--------------------------|---------|
| ・ 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】 | 令和5年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【業務編】 | 令和5年3月 |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン | 平成29年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 令和3年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 平成30年3月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[業務編] | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・ 国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・ OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○千曲市工事では、完成図面（100%出来形展開図等）、工事写真を電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル（index_c.xml、index_d.xml）により管理されるものとします。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」
<http://www.cals-ed.go.jp/youryou-rev-20230323>
- 電子納品チェックシステム http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/